

令和 7 年 11 月

令和 7 年度報酬額統計調査の実施について（調査概要とご協力のお願い）

日本行政書士会連合会
総務部

日行連では、行政書士法第 10 条の 2 第 2 項の規定を受け、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額についての全国的な統計調査を 5 年ごとに行うこととしており、本年度はその実施年度となっております。

調査は、令和 8 年 1 月 1 日現在、入会后 5 年を経過した会員（社員又は使用人である会員を除く）の中から、単位会ごとに 100 分の 20 を乗じた数の会員を無作為抽出して行われるものであり、より精度の高い調査結果を示すためには、対象となられた会員の皆様のご協力が欠かせないものとなっております。

つきましては、以下にお示しする報酬額統計調査の背景や実施概要について予めご理解いただき、調査対象となられた際には積極的なご協力を賜りたく、何卒よろしくお願いいたします。

1. 報酬額統計調査実施の背景

過去、行政書士法に①単位会会則に行政書士報酬額を、②日行連会則に行政書士報酬額の基準を定めることとされておりました。しかし、政府の推進する規制緩和政策の潮流のなか、行政書士に限らず、資格者間における競争を活性化する観点から、資格者の報酬規定を会則記載事項から削除する方針が打ち出されました。

それを踏まえて、自治省（当時）を交えた検討を経て、平成 12 年 4 月 1 日施行の改正行政書士法において①②の規定が削除されました。それに代わり、単位会及び日行連が「依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならない」とする規定が創設され、日行連や単位会において報酬額統計調査が始まりました。

日行連が実施する報酬額統計調査については、平成 12 年 11 月 14 日施行の日行連会則第 65 条において「報酬の統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規則で定める」とし、同日施行の「日行連報酬額統計調査規則」に基づく手法により、平成 12 年度から日行連による報酬額統計調査がスタートを切りました。

なお、報酬額そのものの会則等における規定の削除は、行政書士が先行しまし

たが、その後、他士業においても順次同様の措置が実施されております。

2. 日行連報酬額統計調査の実施方法の概要

本年度、日行連報酬額統計調査規則に基づき、次のとおり調査を実施いたします。なお、日行連が実施する報酬額統計調査については、日行連会則施行規則第3条第2項第五号「各種統計及び資料の収集整備並びに報酬の調査研究及び報酬の額の統計調査に関すること。」により、日行連総務部の所管となります。

1) 調査対象者

令和8年1月1日現在において、入会后5年を経過した会員の中から、単位会ごとに100分の20を乗じた数の会員を行政書士名簿及び行政書士法人名簿からそれぞれ無作為抽出した抽出者を調査対象者とし、直接調査票をお送りします。ただし、社員又は使用人である会員は除きます。

2) 調査スケジュール

1) により抽出した調査対象者には1月初旬に調査票を郵送し、1ヶ月弱の回答期間をもって、調査票を提出していただく予定です。調査票回収後、集計・分析等を行い、3月末日までに調査結果を単位会に報告するとともに、日行連HPに公表します。併せて、「月刊日本行政（令和8年5月号）」誌面で調査結果を公表することにしております。

3) 調査内容

調査票に記載された業務項目について、令和7年1月～12月までに受領した件数及び、1件あたりの報酬額を記入していただくこととしておりますが、詳細は調査票送付時にご案内いたします。

4) 調査事務の一部委託について

調査票の郵送、回収、集計等の事務を株式会社全行団に委託することとしておりますので、ご承知おき願います。

3. 調査対象者各位に対するお願い

縷々説明しましたように、調査対象者を行政書士名簿及び行政書士法人名簿からそれぞれ抽出して、調査をいたします。この調査は行政書士法、日行連会則・規則に基づき実施するものです。

過去8回の全国平均の調査票回収率は、平成12年度調査が26.8%、平成14年度が31.6%、平成16年度が37.4%、平成18年度が40.0%、平成20年度が

36.0%、平成 22 年度が 30.6%、平成 27 年度が 30.9%、令和 2 年度が 28.9%と推移しております。今回、調査票をお送りすることになる調査対象者の会員の皆様には、ご多用中に煩雑な回答作業をお願いすることになりますが、有為な調査結果を得るためにも、全員の回答を期待しております。何とぞご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査票中には、昭和 55 年改正法（法律第 29 号）附則第 2 項に規定する経過措置者（当該法律の施行日である昭和 55 年 9 月 1 日時点ですでに登録入会していた者）しか取り扱うことができない業務も含んでおりますので、ご回答いただく際にはご留意願います。

【参考条文】

●行政書士法（抄）

（報酬の額の揭示等）

第 10 条の 2 行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなければならない。

2 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

附 則〔昭和55年 4 月30日法律第29号〕

沿革 平成 9 年 6 月18日号外法律第84号〔行政書士法の一部を改正する法律附則 4 項による改正〕

（施行期日）

1 この法律は、昭和55年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、この法律による改正後の行政書士法第 1 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第 2 条第 1 項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる。

●日本行政書士会連合会会則（抄）

（報酬の統計）

第 65 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定による統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規則で定める。

●日本行政書士会連合会報酬額統計調査規則（抄）

（目 的）

第1条 この規則は、日本行政書士会連合会会則第65条の規定に基づき、会員が業務に関し受ける報酬の額について統計を作成し、公表するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「報酬額」とは、行政書士の業務に関し受けた報酬をいう。

(統計調査の対象・実施)

第3条 報酬に関する統計調査（以下「統計調査」という。）は日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）が行う。

2 統計調査は5年ごとに行い、調査を実施する年の前年の1月1日から同年の12月31日までの期間に受領した報酬額を対象とする。

3 統計調査は、調査実施年の1月1日現在において行政書士会（以下「単位会」という。）会員であって、入会后5年を経過した会員の中から、単位会ごとの会員数に100分の20を乗じた数無作為に抽出し、報酬額統計調査票（以下「調査票」という。）により行う。ただし、社員又は使用人である会員は除く。

4 統計調査は、実施年の1月に行い、同年3月末日までに統計を作成し、公表する。

5 調査票の配付及び回収は、郵送により行う。

●日本行政書士会連合会会則施行規則（抄）

(各部の業務)

第3条 第2条に定める、各部の業務は、次の各項のとおりとする。

2 総務部

＜一～四号 略＞

五 各種統計及び資料の収集整備並びに報酬の調査研究及び報酬の額の統計調査に関すること。

＜六～十号 略＞

以上